

## 平成20年度事業計画の基本的な考え方

ユニバーサルサービス制度施行から3年目を迎えることとなり、同制度の安定的な運用を確保するため以下の考え方で事業計画を策定した。

- 1 交付金の交付、負担金の徴収が主たる業務であることに鑑み、これまでどおり当該事務及び関連業務を確実に実施し制度の定着化に努めることとした。
- 2 平成20年度は、以下の取組みを新たに、又は強化して行うこととして事業計画に盛り込んでいる。

### 周知広報活動の拡充・強化

周知広報活動をより多面的に行うこととし、これまでの広報活動に加えインターネットポータルサイトへの広告の掲載、地方通信局管内での説明会やユニバ関連施設への見学会等を開催する。

また、関係事業者及び一般利用者からの問合せが年間を通じて相当数あり、これらに対応するため支援業務室及びコールセンターによる対応を継続実施するとともに強化する。

### 外部監査体制の確立とチェック機能の強化

平成19年度の外部監査の実施結果を踏まえ、交付金・負担金の管理事務等を引続き厳格に行っていく必要があり、外部監査体制の確立とチェック機能の強化を図る。

## 平成20年度事業計画（案）

ユニバーサルサービス制度が施行されてから、本年度で3年目を迎えることとなり、交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務についても、実施後1年を経過し順調に推移してきており、平成20年度は制度の一層の定着化を図るため以下の事業を推進することとする。

### 1 交付金の交付及び負担金の徴収に係る関係業務の的確な実施

#### （1）交付金の交付、負担金の徴収に係る業務の的確な実施

交付金の交付及び負担金の徴収の業務については、実施後2年目に入ることとなる。前年度の実施結果を踏まえ交付金の交付及び負担金の徴収業務をより効率的かつ的確に実施のこととする。

#### （2）交付金の額及び負担金の額等についての認可申請の円滑な実施

関係法令に基づき、以下の事務を適切かつ円滑に実施することとする。

法第109条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定し当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けること

法第110条第2項の規定に基づき、負担金の額を算定し当該負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けること

総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき番号単価を算定すること

#### （3）外部監査体制の確立とチェック機能の強化

交付金の交付及び負担金の徴収事務を適正かつ公正・確実に実施するため公認会計士による外部監査体制を確立し、チェック機能の強化を図る。

### 2 周知・広報活動及び問い合わせ対応の実施

#### （1）多面的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度をより一層の周知を図るため、これまでの実施結果を踏まえ、インターネットの多面的な活用や周知資料の充実、新たな行

事の実施などを行う。

## (2) 問い合わせ対応の実施

関係電気通信事業者及び一般利用者からの問い合わせ等が年間を通じて相当数あり、特に番号単価の算定や料金請求書が送付された直後などは問い合わせが増加する。

これら問い合わせに迅速、的確に対応するため支援業務室及びコールセンターによる対応を継続実施する。

## 3 支援業務諮問委員会の運営

法第113条第2項の規定に基づき、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法、番号単価の算定、その他、支援業務の実施に関する重要事項を調査審議するため開催される諮問委員会の運営に資することとする。

同委員会の開催の時期は、交付金及び負担金の額等の認可申請案等作成時、予算作成時及び修正番号単価算定時の3回を定例開催とする。

## 4 業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑に実施するため業務執行体制の強化、関係規定の見直し、関係機関との連携強化など引き続き体制の整備に努める。

## 5 情報公開の実施

支援機関の財務状況、番号単価、交付金及び負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報の公開をホームページや自動音声・FAX案内サービス等を活用して可能な限り実施する。